

楽しくケアセンターデイサービス

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社キュアサービスが運営する楽しくケアセンターデイサービス(以下「事業所」という。)が行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)および地域密着型通所介護事業(以下「通所介護」という。)の各事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、看護職員および機能訓練指導員(以下「介護職員等」という。)が、事業所を利用する要介護状態または要支援状態にある高齢者または総合事業にあつては事業対象者(以下「利用者等」という。)に対し、適正な総合事業および通所介護のサービスを提供することを目的とする。

(事業の方針)

- 第2条 通所介護の提供にあつては、介護職員等は、要介護者の心身の特性を考慮しながら、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、日常動作訓練、趣味活動、入浴、食事の提供及び地域コミュニティ等を図りながら援助を行うものとする。
- 2 総合事業のサービスの提供にあつては、介護職員等は、事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施にあつては、米沢市、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 楽しくケアセンターデイサービス
- (2) 所在地 米沢市大町5丁目4-51

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所職員の管理業務及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者等及び家族の生活相談、事業所利用に関する苦情処理を行う。
- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者等の健康チェック及び生活指導を行うほか、利用者等の家族及び職員の健康相談・指導を行う。

- (4) 介護職員 2名以上
介護職員は、利用者等の日常生活訓練等、介護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者等が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 調理員 1名以上
調理員は、利用者等に対し、昼食を提供するための一切の業務を行うと共に、利用者等及び家族からの食事の相談に当たる。
- (7) 運転手 1名以上
運転手は、利用者等の送迎を、安全確実にを行う。
- (8) 事務員 1名以上
事務員は、事務一般を行う。

(営業日、営業時間及び休業日等)

- 第5条 事業所の営業日および営業時間は、月曜日～金曜日、原則として8時30分より17時30分までとする。
- 2 事業所のサービス提供日および提供時間は、月曜日～金曜日、9時30分より16時35分までとする。
 - 3 事業所の休業日は、土曜日、日曜日、5月3～5日、8月13～15日及び12月29～1月3日までとする。サービスを提供出来ない日も同様とする。

(利用定員)

- 第6条 事業所の利用定員は、18名とする。

(営業時間外及び休日の対応)

- 第7条 介護職員等は、利用者等との緊急時に備えるため、電話等により24時間常時連絡可能な体制をとらなければならない。

(事業の内容及び利用料等)

- 第8条 総合事業および通所介護の内容は、次のとおりとする。
- (1) 日常生活訓練
 - (2) 教養娯楽活動
 - (3) 入浴・食事提供
 - (4) 利用者等及び家族の相談業務
 - (5) その他事業所が必要と認めた事項
- 2 総合事業および通所介護を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額または米沢市が定める額とする。
 - 3 総合事業および通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の

額に利用者等の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を支払うものとする。

- 4 総合事業および通所介護の提供において利用者等の選定に係るサービスの提供に要する金額は下記のとおりとする。

食費 850円/回

おむつ代 実費

利用者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合
実費

- 5 前項の支払いを受ける場合には、利用者等又は家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名、捺印を受けることとする。
- 6 利用料の支払いは、現金を原則とするが双方協議の上支払い方法を定める。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、米沢市とする。

(非常災害対策)

第10条 防火管理者は、非常災害その他緊急事態に備え、あらかじめ必要な対策及び防火設備の設置等を行い、利用者等の安全確保に努めなければならない。

- 2 非常時に備え、定期的に避難訓練を行う。

(緊急時等の対応方法)

第11条 利用者等の心身状態の急変及び事故等発生した場合は、速やかに医療機関への搬送等必要な措置を講ずるとともに、関係市町村、利用者等の家族等に連絡するものとする。

(サービス利用に当たっての重要事項)

第12条 サービスを受けようとする利用者等は次の事項について留意する事とする。

- 1 職員や他の利用者等に迷惑を及ぼすような、政治活動、宗教活動、営利活動は禁止する。
- 2 事務所及び職員に対する一切の心遣いは、不要とする。
- 3 その他本事業所の規定に従うものとする。

(衛生管理)

第13条 利用者等が使用する備品等を清潔に保持し、定期的に消毒を施すなど常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員は感染症等に関する知識の習得に努める。

(その他の事項)

第14条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者等又は家族の秘密を漏らす事のないよう、必要な処置を講ずる。

- 3 本事業所職員は、常に資質向上の為、研修会等に積極的に参加するものとする。
- 4 総合事業および通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載記録する。

(運営推進会議)

- 第15条 事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、事業所を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。
 - 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、米沢市職員または事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者とする。
 - 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。
 - 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(虐待の防止)

- 第16条 サービスの利用中に、養介護施設従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに県および市町村に通報する。また、本事業所は利用者等の人権の擁護・虐待防止の観点から、虐待発生または再発を防止するための措置(委員会開催、指針の整備、研修の実施、担当者の選出)を行う。

(身体的拘束等)

- 第17条 原則として利用者等に対して身体的拘束等を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者等本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者等およびその家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲で行なうことがある。その場合は、身体的拘束等を行った日時、理由および態様等についての記録を行う。

(事業継続に向けた取り組み)

- 第18条 感染症の発生及びまん延防止の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修や実施を行うとともに、感染だけでなく、災害が発生した場合でも、必要な居宅介護支援が継続できるよう、事業継続に向けた計画策定や研修・訓練を行うものとする。

(雑則)

- 第19条 この規程に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は、会社代表と事業所の管理者との協議に基づいて定めることができる。

附 則

この規程は、平成14年7月1日 施行
平成14年12月1日 一部改正
平成15年6月1日 一部改正
平成16年1月1日 一部改正
平成16年7月1日 一部改正
平成17年6月2日 一部改正
平成17年10月1日 一部改正
平成18年3月1日 一部改正
平成18年4月1日 一部改正
平成19年1月1日 一部改正
平成21年3月1日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正
平成27年4月1日 一部改正
平成27年5月1日 一部改正
平成28年5月1日 一部改正
平成29年4月1日 総合事業開始により一部改正
平成29年8月1日 一部改正
平成31年1月1日 地域密着型への移行により一部改正
令和4年8月1日 一部改正
令和6年2月1日 一部改正
令和6年4月1日 一部改正
令和7年6月1日 一部改正
令和7年8月1日 一部改正